道路運送法第９条第４項及び同法施行規則第９条第２項に掲げる
協議が調っていることの証明書

令和７年12月24日に開催したグリーンスローモビリティに関する運賃等協議会において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

１．協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法
運賃　１乗車　１００円（未就学児無料）

２．運賃を適用する路線又は営業区域
荻窪駅南側地域循環　※別紙のとおり

３．適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件
適用始期　令和８年10月（予定）

４．運賃を定める一般乗合旅客自動車運送事業者の名称
キャピタルモータース株式会社（道路運送法　第４条申請予定運行事業者）

令和７年12月24日
杉並区旅客運賃等協議会